

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 「被保険者証」の更新

被保険者証をお持ちの方に、8月から使用する被保険者証を7月下旬に郵送します。

※平成30年中の所得状況によって、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。

お手元に届きましたら、記載内容をご確認ください。期限の切れた被保険者証は破棄するか返還してください（郵送可）。

2 「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の更新

被保険者で住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時には食事代が減額されます。

また、被保険者で同じ世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる方は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

現在これらの認定証を交付されている方で、所得状況等によって引き続き認定される方には、8月から使用する新しい認定証を郵送します。更新手続きの必要はありません。

新たにこれら認定証の交付を希望する方は、被保険者証と印鑑、個人番号がわかるもの（通知カードまたは個人番号カード）を持参の上、手続きしてください。

3 令和元年度の保険料

均等割額 [被保険者全員が納める額] 40,514円	+	所得割額 [所得に応じて納める額] 基礎控除後の所得(※1) × 7.41%	=	保険料額 (限度額62万円)
---	---	---	---	--------------------------

※均等割額、所得割率はこれまでと変わりません。

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

■均等割額の軽減

- ・同一世帯内の被保険者及びその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、次のとおり均等割額を軽減します。

世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下	8.5割
33万円以下かつ被保険者全員が公的年金収入80万円以下で、その他の各種所得がない	※8割
33万円+(28万円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(51万円×被保険者の数)以下	2割

※平成31年4月1日から軽減割合が9割から8割に変更となりました。

■被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ・資格取得後2年間に限り、均等割額が5割軽減となります。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組

※世帯の所得が低い方は、均等割額の更なる軽減(8.5割軽減、8割軽減)が受けられます。

その他不明な点は、青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

東通村税務住民課国保グループ (☎0175-27-2111)
 青森県後期高齢者医療広域連合 (☎017-721-3821)